

第3回懸賞論文 佳作

事業別予算が変える地方議会の監視機能について —兵庫県川西市議会における事例から—

龍谷大学 大学院

法学研究科

朝倉 健太

kenta Asakura

2000 年の分権改革後、全国の自治体で行政改革が行われた。しかし、二元代表制の一翼を担う議会の改革は遅れている。第 28 次地方制度調査会の答申では議会の機能として議事機関と監視機関があると示され、2006 年には議会の運営面における地方自治法の改正や北海道栗山町で議会基本条例が制定されたが、議会の意思を示す議事機関としての改革が中心である。そこで、第28次地方制度調査会で示された監視機関の改革提案として、事業別予算による予算・決算改革を提案する。事業別予算とは行政改革の手法として発展し、従来の款項目節による性質別予算ではなく各事業別に予算編成する手法である。この予算方式を実際に導入している兵庫県川西市では予算書は性質別予算ではなく、事業ごとに人件費などを含んだトータルコストで表示されている。これを川西市議会では予算・決算審議に反映させている。全国の自治体で財政が逼迫するなか限られた予算で集中と選択しなければならない。議会と行政が緊張感を持って審議する手法になると考える事業別予算で、自立・自律した自治体運営の可能性を提言する。

はじめに

2000 年、地方分権一括法が制定され、地方分権が始まった。制定から約 10 年を経て多くの地方自治体（以下、「自治体」とする）では、行政¹と NPO・NGO や市民団体とのパートナーシップ、PFI や NPM などの規制緩和、自治基本条例の制定、バランスシート導入等の改革が行われている。しかし、こうした行政改革が進む中、行政と共に自治体運営を担う地方議会（以下、「議会」とする）の改革は進んでいない。2006 年には夕張市の財政破綻、官製談合による首長の逮捕、組織的な裏金づくり等の不祥事が相次いだ。議会は何もチェックできなかった。また立法を担う議会の議員立法の少なさを見ても分権改革後の自治体を担う機関としては頼りない。しかし歴史的に見て議会制度の意義は地域のデモクラシーを支える重要な機関である。

そもそも一般的な「議会」²制度は古代都市国家において、人々の集まる集会「デモス」から発生している。その後、地中海文化圏における民会やゲルマンの部族会議といった地域集会在政治的に組織され「議会」へと発展していく。近代になるとジョン・ロックが市民政府二論において代議制民主主義を提唱する。国民主権の原理を政策形成に反映させるという意味で、自由民主主義の根幹をなす制度である。ロックが提唱した代議制民主主義制度は今日、世界各国・自治体における政治機構のモデルになっている。しかし、現代になると普通選挙の拡大・マスメディア・行政機構の発展により「議会」の機能としての情報・意見集約機能は衰退し、行政機構がその役割を担うようになっていく。20 世紀前半には議会発祥の地ヨーロッパにおいて「議会の危機」が叫ばれ、「議会」否定のサンジカリズム³・ファシズムが登場する。

一方、日本における議会制度は明治時代に整備された。1888 年の市制・町村制によって市町村会、1890 年の府県制・郡制によって府県会・郡会が成立

した。しかし府県会、郡会、市町村会とも、行政に比べてその権限は弱められていた。例えば内務大臣による議会解散権や議会からの首長不信任権は認められていなかった。戦後、日本国憲法 93 条 1 項に議会に関する条文が明記され、地方自治法（以下、「自治法」とする）制定によって議会の権限が制定されたが、元鳥取県知事である片山善博が「学芸会」と揶揄するように行政による答弁作成、予算・決算審議の形骸化、口利きなど、議会としての機能の多くは先行研究で問題視されている。

こうした議会成立の変遷を見ていくと多様な民意を反映する議会が現代においては本来備わっている機能を十分に発揮できていない。今後の行政改革を含めた行政と市民や NPO とのパートナーシップ等が進めば、「議会は不要」との論調が起こり、議会はその存在意義を問われる事態になるであろう。しかし、「議会」は「討議の場・或いは多様な意見を集約できる場」、そして「地域のデモクラシー」を醸成していくためにその必要性は重要であると考えられる。また官僚主導から政治主導の政治転換が改めて高まり、「議会」の活性化のための制度改革が模索されている今こそ、地方における議会のドラスティックな制度改革が必要である。これから筆者が論ずる議会改革論は、議会の機能を十全にし、行政の関係を变え、国との関係をも変化させる方策の一つであると考えている。

第 1 章 議会改革の現状

1-1 第 28 次地方制度調査会の答申から

2005 年 12 月 9 日、第 28 次地方制度調査会（以下「調査会」とする）から小泉純一郎内閣総理大臣に手交された「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申 第 2 議会のあり方 1 議会に対する期待と評価」の中で、議会に関して以下のような指摘がなされた。

「議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の民意の集約などの役割が求められて

おり、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策決定の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとはなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある」⁴

答申では、議会の役割に関して、住民の多様な意見の集約や調整をする利害調整機能、団体意思の決定機能、執行機関の監視機能があり、特に議事機関と監視機関については機能充実を求めている。調査会はそのような議会制度の現状を指摘した上で、議会のあり方について以下のような指摘をしている。

「議会のあり方については、このような議会の現状についての住民の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期にきている。

また議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定めることとし、その組織及び運営

についてはできるだけ議会の自主性・自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であると考えられる」⁵

答申では、その具体的な方策として7項目が示されている。①幅広い層からの人材確保等、②議員の組織として、議員の複数の常任委員会への所属制限の廃止、③議会の権能 ア 委員会の議案提出権 イ 専門的知見の活用 ウ 議会の議決事件の拡大、④議会の運営 ア 住民と議会との意志疎通の充実 イ 議会事務局の機能の充実、⑤議員の位置づけと定数、⑥長と議会の関係 ア 専決処分のあり方 イ 議会の招集のあり方、⑦小規模自治体における議会制度のあり方、の7つを提言している。

以上の提言を受け、2006年に自治法の改正がなされた。その内容としては 専門的知見の活用（自治法100条の2）、議長への臨時会の招集請求権の付与及び一定期間内の招集義務化（自治法101条2項、4項）、専決処分の要件の明確化（自治法179条）、議員の複数常任委員会への所属制限の廃止（自治法109条2項）、委員会の議案提出権を認める（自治法109条7項、110条5項）、閉会中の委員選任の特例（自治法109条3項、109条の2第3項、110条3項）が新たに改正された。答申で提言されている①幅広い層からの人材確保等、③のウ議会の議決事件の拡大、⑤議員の位置づけと定数、⑦小規模自治体における議会制度のあり方は今後引き続き検討する必要がある事項とされた。

今回の改正では調査会の答申をそのまま受け入れた形にはならず、議会の運営に関する改正であるとの指摘⁶はあるが、ここで理解しておきたいことは、議会の機能として「利害調整機能」、「団体意思の決定を行う議事機関」、「執行機関を監視する監視機関」の3つの機能があることがわかる。そしてこれらの機能の充実が引き続き求められているのである。

1-2 議事機関と監視機関

本論では「団体意思の決定を行う議事機関」と「執

行機関の監視機関」の機能に絞り、2つの機能が具体的にはどのようなものであり、何が議会に求められているのかについて論じる。2つの機能に関して大森彌は「新版 分権改革と地方議会」の中で以下のように述べている。

「地方議会に関しては、自治体の意思決定における役割と、同じく自己決定権が拡充する執行機関（首長）に対する批判・修正・牽制のチェックの役割が想定される。前者では、例えば従前の機関委任事務の廃止に伴って「自治事務」が増えるが、それらに対し議会の条例制定権が及ぶことにより、この面で自治体全体の意思決定における議会の比重が高まると考えられる。後者では、これまで優位に立ってきた執行機関に対する議会の抑制機能を強化することによって、両者間の抑制均衡（チェック・アンド・バランス）を再調整する必要性を暗示している」⁷

調査会が答申の中で議会の役割を「団体意思の決定を行う議事機関としての機能」と「執行機関の監視を行う監視機関としての機能」とし、大森が「自治体の意思決定」と「執行機関に対する批判・修正・牽制のチェックの役割」としている。これらの議論を重ねれば「団体意思の決定を行う議事機関」とは政策形成機能を有し、自治事務や法定受託事務に対して条例制定権が行使できる機能であり、一方の「執行機関の監視機関」とは公金支出への監視が不十分であり、行政と議会間のチェック・アンド・バランスの観点から、予算や決算、執行機関の行政活動に対する監視機能であるといえるのではないだろうか。

1-3 議事機関としての議会改革の事例

調査会の答申が示された翌年の2006年、北海道栗山町議会で議会基本条例が制定された。議会基本条例とは「自治体の政府制度である二代表制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応えて優れたまちをつくりために議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させる原則などを定めた条例」⁸と定義されている。栗山町議会が議会

基本条例を制定した背景には、①2001年の分権改革によって機関委任事務が廃止され、それに伴う自治体の自立と自律の責任に対応できる自己改革の必要性を意識したこと、②全国的に見られる自治体財政の悪化、③選挙の時にしか議員の姿が見えないという議会批判などの要因から議会改革を強く意識することになった。⁹栗山町では2001年から議会のライブ中継、一問一答方式、議会報告会などの改革を実行してきた。2005年にはこれまで実施してきた改革を風化させず、継続させるために法形式によって制度化する動きとなり、議会基本条例の制定となったのである。議会基本条例は議会運営の基本的なルールであり、議員の活動原則や町民・行政・首長との関係においてどうあるべきかなど全26条を明記した。これは議会がこの条例を基本として、どのような役割を担うのかその方向性を表明した条例といえる。栗山町の議会基本条例制定を皮切りに2008年12月末で30を超える自治体が制定し、100以上の自治体で制定に向けた準備が進んでいる。¹⁰

こうした議会のあるべき姿を具現化した条例は議会改革の第一歩である。そして改正された自治法では100条2項の専門的知見の活用・109条2項の議員の複数常任委員会への所属制限の廃止・同条7項の委員会の議案提出権を認めるなど議会運営に関する改正が多く、議会が自治体の意思を示すような議決権を行使しやすい内容になっている。しかし、これまで見てきた議会改革は基本条例制定や議会の意思を示すことが容易な改正など議事機関としての改革に傾斜しているのではないだろうか。それが、現在における議会改革の限界であり、調査会の答申で示された監視機関の改革が今後の大きな課題になると考えている。

第2章 議会における予算・決算審議の課題

2-1 議会における監視機能の問題

2006年、北海道夕張市は約630億円の負債を抱え財政再建団体に転落した。炭鉱閉鎖による公共事

業の依存等によって予算規模をはるかに超える借金を抱え、歳入のなかの諸収入が一般会計の10倍ほど計上されているにも関わらず、夕張市議会はそれを見抜けなかった。夕張市に限らず、行政による補助金の不正会計処理や納品業者への「預け」によるプール、裏金づくり等の事件は後を絶たない。中には自治体予算を監査する監査委員会自身が不正会計を行っていた事例もある。こうした事件の背景には単年度主義による自治体予算の仕組みに問題があるとされているが、本論では議会が監視機関として機能していない問題点を提起したい。

自治法96条には議決事件として予算の議決・決算の認定が明記されている。予算原案は行政側が提案するものの、それを審議し議決するのは議会の独占事項である。しかし、筆者は予算・決算審議の段階で議会が細部にわたりチェックできているのか疑問である。本来、住民から選ばれる議会と首長が緊張感を持ち、相互抑制によって成り立つ二元代表制のもとでは、議会は首長に対し野党的立場でなければならぬ。しかし、実際は首長選挙において当選した首長を支持した議会の勢力が「首長与党」として振舞ことになる。そうなった場合、政策の事前協議や予算編成について便宜をはかるなどの癒着が生まれ、議会審議が形骸化する問題がある。また予算説明書（以下、「予算書」とする）が議員にとって非常に分りにくい内容であり、予算の細部にわたるチェックができないなどの問題も内在している。こうした様々な問題点が議会の監視機能を低下させ、行政側の不正を見抜けなのではないかと筆者は考えている。こうした事態をどう解決し、議会の機能を高めるか、本章では実際の予算・決算審議における問題点を指摘したい。

2-2 議会における予算・決算審議の問題点

予算審議の問題点として新川達郎は議会の予算編成について法的問題と会議運営での問題を指摘している。①予算編成時の首長の原案提出権、②原案提出権を侵害するような予算修正ができない、③歳出

歳入予算は一体として議決されなければならない、例えば款・項ごとに個別に議決することはできない、④予算の提出にあたって款と項についての議決を求められているが目や節あるいはそれ以下の議決は必要とせず、また予算書も項までの説明とされている。¹¹

特に④の問題でいえば、多くの自治体では性質別予算方式をとっている場合がある。しかし、実際の自治体は事業ベースで予算を編成している。性質別予算は国の予算統制の観点から編成される予算であるため、事業別の予算を款項目節に直しているのである。また予算書も性質別に直された状態で議会へ提出される。そのため議会の審議は、事業そのものに踏み込んだ議論が行われない。新川は「細目事業まで見ていかないと本来の政策内容に踏み込んだ予算審議をしたことにならない場合も多く、法形式上は議会の審議が及ばないことによる制約が見られる」¹²と述べている。また会議運営では①予算審議をする委員会の運営方式、②本会議では報告と賛否の討論があり、総括審議という意味はあるにしても、個々の内容の判断を含めた審議には欠けるものが多いと指摘がある。

この一連の予算審議の問題点を④の款項目節と予算書に絞り、そこから派生する問題点を以下、3つに分類する。第1の問題は予算書の内容である。地方自治法第149条と211条によって首長が予算原案を議会に提出し、その際、予算書の提出が義務づけられている。この予算書は款・項・目の行政目的ごとに分類し、さらに経済性質別に節として分けて説明されている。しかし、議会の議定科目は款・項であり、目・節は議会が関与できない。実際の予算書は、個々の事業別になっておらず、また人件費を「目」に一括計上しているため、事業内容に加え、事業のコストが把握できないようになっている。②事業とコストの把握ができないため、予算質問で個々の内容に踏み込んだ議論ができず、個々の項目ごとに支出内容を問う質問に終始し、コストとそれ

に見合った事業効果を比較して事業のあり方や財政支出の非効率を問う質問ができないのである。¹³こうした問題に対して松下圭一は「予算・決算書を現行の款項別とちがう施策別との二本立てにするか、款項別の目節を工夫した施策別にするかのいずれかにするかに組み替えさせて、議会が目節の個別施策にたちいった予算・決算の審議、審査が実施できるようにするべきである」¹⁴と指摘している。③個々の事業内容やコスト計算ができなければ、議会が予算修正権を行使することができない。自治法第 97 条には予算の修正権が認められているが、実際に修正可決した市議会は全 806 市の内わずか 23 市(全体の 2.3%)¹⁵である。予算審議は具体的な審議ができないばかりか、予算書自体を読み込むことができず、修正権も行使できないため、結果、予算審議は形骸化してしまうのである。次章ではその課題を解決する一つの手法として事業別予算を説明する。

第 3 章 個別事業把握のための事業別予算と川西市の事例

3-1 事業別予算とは

ここでは事業別予算の説明とそれによってどのような効果が期待できるかを述べたい。事業別予算とは「行政の実施する事業を単位に、予算の見積要求から編成、執行までを一貫して行う予算方式である」¹⁶この事業別予算の目的は行政改革にその主眼がおかれている。事業別予算の取り組みはわが国の自治体では昭和 40 年頃から導入を開始する自治体が見られ、最近では過半数を超える自治体で事業別予算の適用が何らかの形で行われている。¹⁷斉藤達三はその背景を①マクロからミクロへの転換②計画から評価への転換③応答責任から説明責任の転換の 3 つがいまの自治体に求められていると述べている。¹⁸それまで予算の中心であった性質別予算方式を改め、事業単位のアプローチを予算編成に取り入れ、行政の経営体系の構築と整備を進めるものである。

ではこの事業別予算を議会の予算・決算審議過程

に取り入れることで何が変化するのであろうか。①まず、事業別予算にすることで、予算書の書式が変わる。前章で指摘した事業単位の把握ができないのは従来の予算書が性質別予算で表示され、議会が予算書自体を読み込むことができないからである、②事業別で表示された予算書をもとに予算審議では議員が個々の事業を把握し、コストとそれに見合った事業効果を比較することで事業のあり方や財政支出の非効率を問う質問が行政評価の観点から可能になるのではないだろうか、③事業のコスト計算をすることで、議会側から予算の修正案を提示することができる、④事業別予算で把握できた予算で根拠を示し、実際の政策提案に活用できるのではないだろうか。実際に事業別予算にしたことで、事業区分の導入による予算要求内容の明確化、予算編成査定の充実・議会に対する予算説明が容易になった・執行結果や決算結果に対する意識が高まったなどの調査結果がある。¹⁹

3-2 兵庫県川西市の事例

この事業別予算を導入することで、議会の予算審議はどう変わるのであろうか。筆者は事業別予算を実際に導入している兵庫県川西市を調査している。川西市が事業別予算を導入した背景には川西市で起こった不祥事がきっかけである。1990 年に元市長が道路建設に関わる汚職事件で逮捕され、その元市長の選挙戦を巡り多くの市議会議員が逮捕された。市民の行政、議会に対する不信感が噴出し、その結果、前市長が辞任し、議会も自主解散することになった。この事件を契機に、川西市では市民の信頼回復と市政建直しのため、多くの政策を展開していくことになる。その中で進められたのが事業別に改めた予算改革である。²⁰

実際に川西市で使用されている事業別による予算書(参考資料①)と筆者の地元である京都市で使用されている予算書(参考資料②)を比較して説明していきたい。川西市の事業別予算書の特徴は、一つの事業ごとにフルコスト把握している点である。資料①

の川西市予算書では従来の款項目節に加え、事業別の説明が加えられている。次に人件費を各事業コストに算入し、各事業別にかかる職員数・事業ごとの節の細目を説明している。また各事業の財源を明記している。これによって事業トータルのコスト把握が容易な他、行政サービスに対する受益と負担のバランスがとれているか、また税金の使途に非効率がないかが予算書をベースに議論できるようになっている²¹。一方資料②の予算書は従来の款項目節で分類されているが、これでは各事業の詳細を知ることにはできない。なお川西市議会では予算審議の段階でこの予算書をベースに、決算審議では事業別サービス成果表(参考資料③)を中心に審議を行っている。

では事業別予算が川西市議会にどのような影響をあたえたのであろうか。そこで実際に川西市議会議員に昨年ヒアリングを行った。²²ヒアリングでは「予算審議の中で事業別の予算書を参考に費用積算の妥当性や事業効果のあり方や、財政の効率性を問う質問や金額の細目・妥当性を質問している」や「事業別行政サービスの成果表を参考に、次年度の予算審議に活用している」と述べている。例えば成果表にある遊具 79 基の撤去に関して、撤去後の方策を公園の近隣に住む市民からの意見を聴き、次年度の予算審議に反映している。市議会は事業の評価に力を入れるのではなく、市民の声を聞いた上で、その意義を問うような工夫をしているのである。それは事業別による予算書の説明、それに基づく行政サービス評価表があるからである。またヒアリングの最後には「事業別予算は議会の審議に影響はあった」との意見を述べていた。ここから事業別予算は議会に一定の影響を与えたことといえるのではないだろうか。

第4章 議会改革の提言

本来、事業別予算は行政改革の手法として発展したため、議会改革とは直接関係がない。しかし、議員へのヒアリングから事業別の予算書にすることで

予算・決算審議に一定の影響を与えたことがわかった。決算においては、すでに東京都多摩市で決算改革として議会による事務事業の点数評価を導入している。しかし、事業別予算による予算書の変化は予算審議の段階で予算の透明性を高め、議会が予算配分の有効性・妥当性を議論できるところにその意義があると考えている。またサービス評価表から次年度の予算審議に反映させるなど、行政評価の側面を持っている。財政が逼迫しているなか、限られた予算を選択し集中するためにも行政だけではなく、議会を交えた幅広い議論が必要である。そうした手法に事業別に基づく予算書の改革は必要である。なお予算書の改革は川西市の事例を見ればわかるように自治法改正を待たず、行政独自の意思で導入は可能である。しかし、一方で課題もある。自治体は規模によるが約 800～1000 を超える事業がある。それらすべての事業を議会が精査するには議員個人に負担がかかり、細目を見ていくのは現実的には不可能である。ある一定の金額以上は議会がチェックを行い、一定金額以下はオンブズマンがチェックをするなどの工夫が必要であるが、どちらにせよ、予算・決算が市民や議員に見えにくい状況が直接ではないにしても、夕張のような財政破綻・行政の金銭にかかる不祥事を見過ごすことになるのではないだろうか。来年には議会の監視強化を目的とした自治法の改正が目指されている。例えば第三セクターなどの議会に対する報告義務を自治体の出資比率 50%から 25%以上に拡大・自治体の契約締結や財産取得・処分、議会の議決の対象となる範囲を拡大するなどである。²³議会の監視機能強化は待ったなしに進んでいるのである。

しかし、議会の課題は予算・決算審議だけではない。議会が与党・野党にわかれ、審議が形骸化していることは既に述べた。また議員を補佐する議会事務局のあり方も問われている。事業別予算による予算書改革はこれらの課題にも一定の方向性を見出すことはできないだろうか与党・野党の問題において

は透明化された予算書を見抜けない議員は市民から糾弾され、議員間でも行政に対して是々非々で臨む緊張感が生まれるであろう。また議会による審議が活発になれば、議会事務局も変革を迫られる。単なる議事録作成や議員の補佐だけではなく、政策立案等の機能強化が求められる。

こうした議会の監視機関としての改革は二元代表性としての議会を十全に機能させ、行政との間で新たな関係が構築される。それは自治事務の増加によって、自律・自立的な運営を求められる自治体に対して効果があるものとする。よって議会の監視機能強化のため、事業別に基づいた予算改革を提言する。

参考資料①

(単位:千円)

本年度予算	前年度予算	比較	節別説明	
			節区分	金額
479,228	491,283	△12,055	報酬	6,706
			給与	168,809
			職員手当等	132,967
			共済費	44,157
			賃金	8,167
			報償費	2,970
			旅費	2,715
			交際費	3,000
			需用費	15,819

(単位:千円)

事業別説明				
事業別区分	支出内訳		財源	
一般管理費人件費(職員課) 345,933 特別職3人、行30人	給料	168,809	一般財源	345,933
	職員手当	132,967		
	共済費	44,157		
秘書事業(秘書課) 事業従事職員数 3人	賃金	1,842	一般財源	2,723
	報償費	950		
	旅費	1,600		
	交際費	3,000		
	需用費	1,680		
	役務費	220		
	使用料及び賃借料	410		
	負担金・補助金及び交付金	410		
財政運営事業(財政課) 事業従事職員数 7人	報償費	15	一般財源	3,890
	旅費	650		
	需用費	1,255		
	使用料及び賃借料	971		
	負担金・補助金及び交付金	20,999		

出所 平成18年度 川西市一般会計・特別会計歳入歳出予算説明書 68項～69項より著者作成

参考資料②

(単位:千円)

款 項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	本年度予算額の財源内訳			一般財源	区分	金額	付記	説明
					国府支出金	市債	その他					
総務費		37,364,233	40,759,169	△3,394,936	2,981,715	6,733,000	2,412,949	25,236,569				
総務管理費		30,156,242	33,377,957	△3,221,715	151,250	6,225,000	725,777	23,054,215				
	一般管理費	27,878,965	31,666,199	△3,787,234	国庫補助金 151,250		負担金 99,988 使用料 156,031 手数料 1 財産運用 23,836 財産売却 26,730 寄付金 1,000		報酬 給料 職員手当	1,700,190 6,060,026 12,510,059		給与費 特別職 5人 一般職 1,442人 退職手当及び退職料その他 地域手当 時間外 給与関連費 職員の被服等貸与料 勤務手当 非常勤嘱託職員等の給与関係費 勤労手当 2,697,818 通勤手当 200,438 住居手当 159,304 退職手当 7,681,181
												21,023,009 94,234 12,853,970 8,074,805 2,729,324 104,000 752,000 1,873,324 427,164 209,624 1,262,902 226,000 20,778 629,932 6,067 253,514 44,042 21,823 総合企画局・総務局及び会計室の経常経費 1,024.7

出所 平成21年度京都市2月定例会議案説明資料 49項より著者作成

参考資料③

1事業名等

事業名	公園改良事業	決算書頁	334
所管室・課	土木部 公園緑地課	作成者	課長 山本基二

2コスト情報

(単位:千円)

	平成19年度	平成18年度	比較	財源	平成19年度
総事業費	21,175	17,976	3,199	一般財源	14,193
事業費	11,573	8,394	3,179	国庫支出金	0
職員人件費	9,602	9,582		地方債	0
公債費	0	0	0	特定財源 (都市計画 税)	6,262
職員数	1	1	1		

3事業の目的

公営施設の更新及びバリアフリー化により誰もが安全で安心して利用できるよう整備を行う

4事業目的のための手段

(単位:千円)

細事業1	市内全般公園改良事業	細事業事業費	11,573
1対象者	東多田鍵公園・馬場垣内公園		
2対象者数	入口改良4公園 遊具新設6基 遊具撤去79基		
3概要	公園が安全で安心して利用できるよう公園入口のバリアフリー化の改良工事と遊具6基の新設を行った。また危険度の高い公園遊具79基の撤去を行った。		

5事業成果

(1)事業目的に対する効果 下記に示した成果内容の通り、 ☐ 非常に効果があった ☒ 大きな効果があった ☐ 多少効果があった ☐ 効果をあげる工夫が必要である
(2)成果内容 誰もが安全で安心して利用できる公園を目指して、公園入口のバリアフリー化を順次実施中であり、今年度は4公園で実施した。遊具については6基の新設を行った。さら公園遊具の安全を確保するために、遊具設置から3年以上経過している215公園の遊具点検を専門技術者により実施し、危険度の高い79基地を撤去した。
施策別行政サービス成果表の評価指標 施策別行政サービス成果表の評価指標

出所 平成19年度決算成果報告書ーⅡ.行政サービス成果篇ー308項～309項より著者作成

6今後の方向性、見直し等

事業遂行上の課題や改善できる点、20年度以降の見通しについて 撤去後の遊具新設に伴う地元要望と、市提案のメニューとの調整を進める。
--

【注】

- ¹ 本論では「行政」の他に、左記と同じ意味で「執行機関」、「首長」と表現している。文献からの引用のため「執行機関」、行政の長という意味で「首長」、それ以外については「行政」と表示している。
- ² 「」内の議会は地方議会を指すものではなく、一般的な議会制度を指す。
- ³ 労働者による組合を唯一の階級的組織とみなして、政党や選挙、議会などを排斥し、ストライキ、サボタージュ、ボイコットなどの直接行動によって政府を打倒し、新しい社会体制を実現するという思想ならびに運動のこと。
- ⁴ 第28次地方制度調査会(2005)、「地方自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」、13～14項
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/singi.html (2009/9/8 現在)
- ⁵ 第28次地方制度調査会(2005)、「前掲書」、14～15項
- ⁶ 新川達郎(2008)、「基礎自治体におけるこれからの議会」、ガバナンス8月号、ぎょうせい、28項
- ⁷ 大森彌(2002)、「新版 分権改革と地方議会」、ぎょうせい、65項
- ⁸ 神原勝(2008)、「増補 自治・議会基本条例論—自治体運営の先端を拓く—」、公人の友社、127項
- ⁹ 神原勝(2008)、「前掲書」、130～133項
- ¹⁰ 廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム(2009)、「議会改革白書 2009年版」、生活社、8項
- ¹¹ 新川達郎(2002)、「予算編成と地方議会」、地方財務8月号、ぎょうせい、21～22項
- ¹² 新川達郎(2002)、「前掲書」、21項
- ¹³ 山本栄一・松木茂弘(1999)、「自治体の予算改革への挑戦—川西市における事業別予算システム導入の背景と取り組み—」、関西学院大学経済学論究52巻第4号、34項
- ¹⁴ 松下圭一(2002)、「自治体は変わるか」、岩波書店、70項
- ¹⁵ 全国市議会議長会、<http://www.si-gichokai.jp/official/research/jittai20/>、(2009/9/8 現在)
「平成20年度 市議会の活動に関する実態調査結果 9. 予算・決算」
- ¹⁶ 斎藤達三(1998)、「事業別予算による行政改革の可能性」、地方財務1月号、ぎょうせい、1項
- ¹⁷ 斎藤達三(1998)、「前掲書」、3項
- ¹⁸ 斎藤達三(1998)、「前掲書」、1～2項
- ¹⁹ 斎藤達三(1998)、「前掲書」、4項、「表1 事業別予算の影響効果」より
- ²⁰ 山本栄一・松木茂弘(1999)、「前掲書」、31項
- ²¹ 山本栄一・松木茂弘(1999)、「前掲書」、37項
- ²² 2008年11月14日に川西市役所において、川西市議会議員にヒアリングを行った。本文はその時のヒアリング内容をまとめたものである。
- ²³ 日本経済新聞夕刊、2009年6月15日付

【参考文献】

- ・ 大森彌(2002) 「新版 分権改革と地方議会」、ぎょうせい
- ・ 神原勝(2008)、「増補 自治・議会基本条例論—自治体運営の先端を拓く—」、公人の友社
- ・ 斎藤達三(1995)、「地域経営のための事業別予算入門」、ぎょうせい
- ・ 斎藤達三(1998)、「事業別予算による行政改革の可能性」、地方財務1998年1月号収録、ぎょうせい
- ・ 新川達郎(2008)、「基礎自治体におけるこれからの議会」、ガバナンス2008年8月号収録、ぎょうせい
- ・ 新川達郎(2002)、「予算編成と地方議会」、地方財務2002年8月号収録、ぎょうせい
- ・ 廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム(2009)、「議会改革白書 2009年版」、生活社
- ・ 松下圭一(2002)、「自治体は変わるか」、岩波書店
- ・ 山崎正(2004)、「地方議員のための予算・決算書読本」、勁草書房
- ・ 山本栄一・松木茂弘(1999)、「自治体の予算改革への挑戦—川西市における事業別予算システム導入の背景と取り組み—」、関西学院大学経済学論究52巻4号収録
- ・ 第28次地方制度調査会(2005)、「地方自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」、
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/singi.html (2009/9/8 現在)
- ・ 全国市議会議長会、「平成21年度 市議会の活動に関する実態調査結果 9. 予算・決算」、
http://www.si-gichokai.jp/official/research/jittai20/pdf/h20_09.pdf (2009/9/8 現在)

【参考資料】

- ・ 参考資料① 平成18年度川西市一般会計・特別会計歳入歳出予算説明書
- ・ 参考資料② 平成21年度京都市2月市会定例会 議案説明資料

参考資料③ 平成19年度川西市決算成果報告書～Ⅱ. 行政サービス成果篇～

－ ご利用に際して－

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡下さい。